

水巻町下水道排水設備指定工事店継続指定申請要領

(継 続)

水巻町 下水道課 093-201-4321

1. 指定の要件 水巻町下水道条例施行規則第9条

必ずお読みください。

- (1) 福岡県内に営業所を有すること。
 - (2) 責任技術者を1名以上専属雇用していること。
 - (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
 - (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 工事業者（法人にあっては代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権していない場合
 - ロ 工事業者（法人にあっては代表者）が第25条第1項（注1）の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ハ 指定工事店が第15条第1項（注2）の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
 - ニ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - ホ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者がいる場合
- ※ (4) ハの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、(4) ハに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(注1) 水巻町下水道条例施行規則第25条第1項（⇒登録の取消し又は、一時停止）

町長は、責任技術者が各号の一に該当するときは、登録を取消し、又は1年を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

- (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不相当と認めたとき。

(注2) 水巻町下水道条例施行規則第15条第1項（⇒指定の取消し等）

町長は、指定工事店が営業を廃止し、若しくは中止したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は一定の期間効力を停止することができる。

- (1) 上記指定要件を欠くに至ったとき。
- (2) 条例又はこの規則に基づいて町長が行う職務上の執行を正当な理由なしにこれを拒み、又は妨げたとき。
- (3) 条例、規則及びその他関係法令に違反したとき。
- (4) その他指定工事店として、不正又は不都合な行為があったと町長が認めたとき。

→ 申請方法などは裏面へ

2. 継続指定の申請

(1) 提出書類

- ① 排水設備指定工事店申請書（様式第5号）
- ② 添付書類 → A4サイズに統一して提出してください。
 - イ 個人の場合=・住民票記載事項証明書（原本）
 - ・経歴書（別紙1）
 - ・確定申告書の写し等（事業内容や屋号のわかるもの）
 - ロ 法人の場合=・商業登記事項証明書（原本）
 - ・定款の写し（※奥書をつけること。）
 - ・代表者の住民票記載事項証明書
 - ・代表者の経歴書（別紙1）
 - ハ 営業所の平面図及び付近見取り図並びに写真（別紙3）
 - ニ 専属雇用する責任技術者の名簿（別紙4）及び雇用関係を証する書類（健康保険証の写しなど）
 - ホ 専属雇用する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
 - ヘ 所有機械器具及び設備調書（別紙5） 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証明する書類
 - ト 福岡県内の市町村に係る次のいずれか1つ（法人で登録する場合は、法人分）
 - ①市町村に納付している全ての税の納税証明書
 - ②市町村に納付している全ての税の滞納がない旨の証明書
 - チ 誓約書（別紙2） 申請者及び役員が、指定要件（4）イ～ホまでのいずれにも該当しないことを誓約するもの
 - ツ 従業員名簿（別紙6）

(2) 申請手数料 30,000円（※申請時に納入してください。）

(3) 受付期間 令和6年3月1日（金）～8日（金）
（但し、土・日曜日は除く）

(4) 受付場所 水巻町役場 1階 下水道課

3. 継続指定工事店への内定通知

町が指定を内定したときは、工事店宛に通知します。
内定通知の発送予定日 令和6年3月12日（火）

4. 継続指定工事店証の交付

- (1) 日 時 令和6年3月18日（月）～25日（月）
（但し、土・日曜日は除く）
- (2) 場 所 水巻町役場 1階 下水道課
- (3) 持ってくるもの ・内定通知書
・印鑑（工事店証受領印=受け取る人のもの）